

(意見書案第 8 号)

軽減税率の円滑な導入に向け事業者支援の強化などを求める意見書

政府は、平成 29 年 4 月、消費税 10%への引き上げと同時に、軽減税率制度の導入を決定し、既に国会において関係法律案の審議が開始されているところである。

我が国において初めての複数税率の導入となるものであり、流通段階の川上から川下に至る多くの事業者の事務負担をできるだけ軽減し、円滑な導入を進めることが極めて重要である。

また、インボイス制度の導入までの間は、現行の請求書保存方式の維持などの経過措置も講じられているところであるが、事業者の十分な理解を得るため、相談体制の整備など事業者に対するサポート体制を整備することが急務である。

よって、政府においては、平成 27 年度予備費や補正予算を活用の上、下記の事項について早急に取り組むよう強く要望する。

記

- 1 中小・小規模事業者等に対して、複数税率に対応するレジの導入支援を行うこととしているが、必要な財源を確保の上、希望する全ての事業者に対して補助を実施すること。
- 2 電子的受発注システムを導入している事業者のシステム改修等についても、適切な補助を行うとともに、費用が高額となる場合は、低利融資など必要な支援を行うこと。
- 3 地域の中小企業団体等の協力を得て、中小・小規模事業者等の理解を深めるため、講習会の開催や相談窓口の設置など、積極的な取り組みを行うこと。この場合、巡回指導や専門家の派遣など、アウトリーチによるサポート体制を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 3 月 18 日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
財務大臣 } 宛
経済産業大臣 }